きたうら

第63号
発行所　北浦村役場
北浦村大字山田
発行人
北浦村長　高柳庄次郎

本村の人口
男　5,843
女　6,295
計12,138
世帯数2,224

議会レポート

昭和三十八年十月二十六日、村議会第三回臨時会が開かれて、議案三件が可決された。

▼専決処分の報告について
第三次漁業センサスが実施するための経費二万五千円を村長が専決したもので議会に報告し承認されました。尚漁業センサスとは国が五年ごとに行なう調査で本村では北浦漁業世帯を対象に現在実施中です。

▼村立津澄小学校建築一部変更について
津澄小学校舎第一期工事が現在進められておりますが、そのうち建具工事の一部を木製より鉄製に変更し建具の強度化を図ったもので原案どおり可決されました。

▼昭和三十八年度歳入歳出追加更正予算
役場事務費十七万五千円、選挙費に三十六万六千四百円が主なもので来る十一月二十一日に実施する衆議院議員の選挙に使用されるものです。その他と合せて六十二万七千九百円が原案通り可決されました。

昭和三十八年度第三次
二等陸士、二等空士募集！

1、募集人員
一等陸士　約六、五〇〇名
一等空士　約　六〇〇名
計　　約七、一〇〇名
2、応募資格
採用予定月の一日現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する男子で学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有し、かつ自衛隊法第三十八条に規定する欠格条項に該当しない者。
3、試験科目
中学校卒業程度の学力について行なう筆記試験△国語（作文を含む）数学・社会▽・身体検査および口述試験とする。
4、採用予定時期
一等陸士＝昭和三十八年十月から昭和三十八年十二月まで
一等空士＝昭和三十八年十二月
5、募集日程
①受付期間
昭和三十八年九月一日（日）から昭和三十八年十一月三十日（土）まで
②試験期間
昭和三十八年九月十三日（金）から昭和三十八年十一月三十日（土）まで
5、その他詳細お問合せは役場総務課自衛隊相談係へ御連絡下さい。

津澄小学校起工式（第1期工事）

農地相談室

「解除」、「解約の申入」、「更新の拒絶」、「合意解約」とは

【問】農地法二〇条の許可申請書を見ると、賃貸借の「解除」とか「解約の申入」とか「更新をしない旨の通知」とか「合意による解約」など種々の名称がありますがこれらの内容や法律上の効果はどう違うのでしょうか。

【答】農地を貸したり、借りたりする契約は種々の形で行なわれますが、もっとも多いのが賃貸借（小作料を払って借りる場合）でその他使用貸借（無料で借りる場合）や永小作権や土地を借りて果樹を植えるときに多く見られる地上権などであります。

農地法二〇条は農地の賃貸借の解消に対する制限および解消しようとするときの必要な手続を定めております。

賃貸借を解消するやり方には、「解除」、「解約の申入」、「更新をしない旨の通知」、「合意による解約」の四種類がありますがいずれの場合も、あらかじめ知事の許可がなければこれらの行為をすることができない（罰則の規定にふれる）し、その行為は法律上の効果を生じないことは言うまでもありません。

右にのべた賃貸借を解消する四つのやり方は、その内容や効果が違っており、賃貸借の内容や解消しようとする事情のいかんに応じて、どの解消のやり方をえらぶことができるかにも違いが生じてきます。したがって、これらの違いをはっきり知っておくことが必要です。

①「解除」というのは、小作料の滞納、地主に無断の転貸、転用、賃借権の譲渡のような債務不履行など解除権発生の原因があることを理由とする場合でなければなりませんが、このような解除原因にもとづいて賃貸借関係を打ち切ることであります。解除権の行使も農地法二〇条の知事の許可を受けないとできません。

そして知事が許可できるのは、その債務不履行などが、なんら宥恕すべき事由がないのに行なわれ契約関係をこれ以上持続することが客観的にできないと考えられるような著しい「信義違反」行為と認められる場合に限られております。解除の場合は、期間の定めのない場合でも、許可を受ければそのとき同時に契約を打ち切ることができます。

②「解約の申入」とは、期間の定めのない賃貸借（および、期間の定めのある賃貸借でも当事者の一方または双方が期間内の解約権を留保する旨をあらかじめ契約で特約している場合）について、地主か小作人のどちらか一方から相手方に契約を終了させる旨を申入れることですが、契約終了の効果が発生するのは、申入れをしてから一年経過後です。

この解約の申入れもあらかじめ知事の許可をうけていなければ無効でありまた申入れをするには小作人がその年の収穫を終って次の年の耕作に着手する前でなければなりません。右にのべたように、次の年の耕作に着手する前に、知事の許可もとったうえでの解約の申入れを地主から受けた場合も、小作人はそれから一年間は耕作を続けることができます。民法のこの規定に比べて小作人に不利な特約―たとえば地主が解約の申入れをしたら、契約は直ちに終了するものとする特約―があらかじめ結ばれていてもその条項は無効です期間の定めのある契約で期間内解約権の留保がなされていないものについては、「解約の申入」ということはあり得ません。

③「更新拒絶の通知」とは、期間の定めのある賃貸借について「期間が切れた後は従来通りの条件で賃貸借契約を継続することを拒絶する」旨を通知することをいいますが、地主がその期間満了の一年前から六カ月前の間に、許可をうけた適法な通知をすれば期間一ぱいで契約は終了し更新しないことになります。

この通知は、一年前より早くても、六カ月前より遅くても無効です。なお、この一年前から六カ月前の間という期間は、地主が病気や負傷のためなど法律できめられたやむを得ない事情で自作できぬくなったため、一時賃貸したことがはっきりしている場合には「六カ月前から一カ月前までの間」となっています。

適法な更新拒絶の通知がなければ契約は法定更新します。期間がきたら更新しない旨をあらかじめ特約しておいても、その条項は無効です。

④「合意による解約」とは、地主と小作人の両者の自由な合意によって契約を終了させる場合で、期間の定めのある契約の場合でも期間の定めのない契約の場合でもすることができます。また、契約終了の時期も当事者の定めるところによるわけです。

従来の狩猟者税は、狩猟免許を受ける人の住所地のある都道府県に納めていたわけですが、本年度からの狩猟免許税は、狩猟行為をする都道府県ごとに納めることになります。

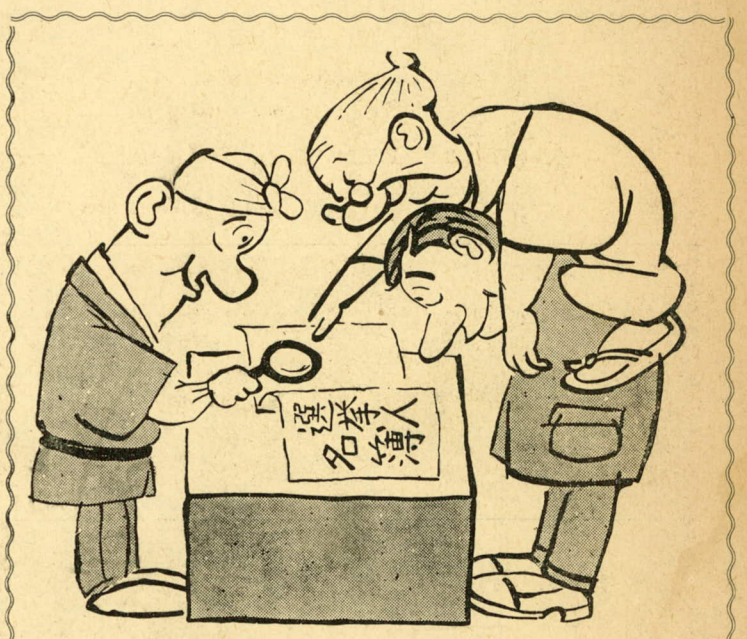

選挙人名簿にのつていなければ投票できません。もれている人は、かならず補充名簿に申請しましよう

電話加入申込

昭和三十八年度の電話増設数を決定する上に必要な電話需要数を正確に把握しこれを中央における設備計画に反映させるため、電話需要者は総べて来る十一月末まで関係電話取扱局に加入申込みして下さい。

茨城電気通信部より

耕作に支障をきたす隣の松の木は

【問】私は甲の屋敷の隣の水田を耕作しています。甲は私の耕作する水田の近くに松の木を植えましたが、年がたつにつれて、枝葉が茂って、私の田の耕作の障害になるばかりでなく、肥料を吸いとります。

このように、収穫にも非常に影響するようになったので、根や枝を切りとってくれるように申入れたのですが、言を左右にして応じてくれません。どうしたらよいでしょうか。

【答】隣の土地にある竹木の枝が境界線を越えてきた場合には、その竹木の所有者（甲）に対してその枝を切りとるように要求できます。（民法二三三条）

また隣の土地にある竹木の根が境界線を越えて侵入してきた場合には、これを自分で切りとることができます。（同条二項）

民法には、このように枝や根については規定があります。しかしながら、竹木の落す蔭などの問題については具体的な規定はありません。もっとも、いくら自分の所有地だからといって、むやみに大きな木を植え付けて、隣地の農耕に重大な損失を与えることは「権利の濫用」（民法一条三項）として許されない場合があります。

以上のことを頭において、枝や根を切りとるように甲に交渉してみることです。どうしても甲が応じなければ、農業委員会に調停を依頼するとか、裁判所に農業調停を申し立てるのもよいと思います。

今月の納税

村県民税第二期の納入月です。各公民館へ出張徴収は、十一月二十九日（金）、三十日（土）の両日で、午前八時三十分より、午後四時までです。よろしくご協力下さい。

狩猟者税改正
狩猟免許税と入猟税に

地方税法の改正によって、従来の狩猟者税が廃止され、本年度から新たに狩猟免許税と入猟税が創設されました。

狩猟免許税は、狩猟免許を受ける人に課されるものですが、狩猟制度が改正され、狩猟免許は、狩猟免許を交付した都道府県知事の管轄する区域内でなければ効果がないことになったのにともなって狩猟免許を受ける際に、その免許を受ける都道府県に、この税を納めることになります。

狩猟免許税の税率は次のとおりです。

① 甲種、または乙種免許を受ける人で、②以外の人　一、五〇〇円
② 甲種、または乙種狩猟免許を受ける人で、当該年度の県民税の所得割を納めなくてもよい人　七〇〇円
③ 丙種狩猟免許を受ける人　四五〇円

狩猟者税の場合も、甲種、または乙種狩猟免許を受ける人については、高税率適用の人と低税率適用の人があり、低税率の適用をうける人は、「狩猟業か林業を主たる生業とする人で、当該年度の県民税の所得割を納めなくともよい人、または農業を主たる生業とする人で、もっぱら自家労力で経営している人」と定められていましたが、狩猟免許税の低税率適用をうける人は、県民税の所得割を納めなくともよいすべての人となったわけです。

なお、低税率の適用を受ける人は、市町村長の発行する証明書をそえて申告しなければなりません

狩猟免許税は、普通税で、県の一般の歳出にあてられるものですが、本年度から、目的税として、鳥獣の保護および狩猟に関する行政の実施に要する費用にあてるために、入猟税が設けられました。

入猟税の税率は次のとおりになっています。

① 甲種、または乙種狩猟免許を受ける人　一、〇〇〇円
② 丙種狩猟免許を受ける人　三五〇円

入猟税の納税義務者は、狩猟免許税の納税義務者と一致しており入猟税は、狩猟免許税の納付の例によって狩猟免許税とあわせて納めることになります。

狩猟免許税と入猟税をあわせた税額は次のとおりです。

① 甲種、または乙種狩猟免許を受ける人で、当該年度の県民税の所得割を納めなければならない人　二、五〇〇円
② 甲種、または乙種狩猟免許を受ける人で、当該年度の県民税の所得割を納めなくともよい人　一、七〇〇円
③ 丙種狩猟免許を受ける人　八〇〇円

納める方法は、狩猟者税の場合と同じで、狩猟免許税と入猟税をあわせた額に相当する額面の県の発行する納税証紙を、狩猟免許申請書にはることによって、県税事務所に納めることになります。

ただし、甲種、または乙種免許を受ける人が、狩猟免許税について、低税率の適用をうけたあと、高税率適用者であることが判明した場合は、不足する税額を納税通知書によって納めることになります。

衆議院議員総選挙投票日

十一月二十一日と決る

衆議院が十月二十三日に解散になったので、四十日以内に総選挙を行なわなければならないことになり、その総選挙を十一月二十一日に行なわれることになりました。併せて最高裁判所裁判官国民審査も行なわれます。今回の選挙には衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法が公布されたので特例法によって行なわれます。その概要をお知らせいたします。

1 投票時間の延長　投票所は午前七時に開き午後八時に閉じるものとする。（現行午後六時）

2 連呼行為の緩和　運行中の選挙運動用自動車の上においてする連呼行為を認めること。ただし午前五時から午後九時までの間に限るものとすること。連呼行為をするものは、学校、病院の周辺においては静穏を保持するように努め、交通のないようにしなければならないのとする。

3 街頭演説の場所において使用する文書図画の制限　街頭演説の場所においては、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は一切使用できないものとする。

4 選挙運動用ポスター掲示制限　選挙運動用ポスターは公営ポスター掲示場（村選管設置）以外には掲示することができないものとすること。

5 公営ポスター掲示場の増設　公営ポスター掲示場は、一投区三ケ所以上五ケ所以内とすること（現行一ケ所）

6 新聞広告の回数の増加　新聞広告は五回（現行三回）とすること。

7 テレビによる経歴放送の実施　NHKが行なうラジオ放送十回のほかテレビ放送による経歴放送をおおむね二回行なうようにすること。

8 個人演説会場前の公営立札の増加　選挙管理委員会が掲示する公営立札を二ケ所（現行一ケ所）に増加すること。

9 街頭演説の場所の確保の除外

10 確認団体の選挙当日の政治活動の規制　政党その他の政治団体で確認団体となったものでも公示の日から選挙期日の前日までなければその政治活動ができないものとすること。

11 その他　経費についても特例法によって増額される。

以上が特例法のあらましです。なおこの選挙のため補助選挙人名簿を調製いたしますから該当者は申請して下さい。

◎登録要件

1 日本国民（戸籍法の適用を受けない者を除く）

2 年令満二十年以上（昭和十八年十一月二十日以前出生）の者

3 引き続き三ケ月以来（昭和三十八年八月二十日午前零時から引き続き）本村に住所を有するもの

4 欠格事項に該当しないもの

5 他の選挙人名簿に登録されていない者（参議院補欠選挙の際資格の有った者は申請の必要ない）

恩給局が移轉されました

総理府恩給局の庁舎が、国会周辺の緊急整備計画により、東京都千代田区霞ケ関二丁目一番地から次のとおり移転しますからお知らせします。

【移転先】
東京都新宿区市ケ谷本村町二五番地

【移転日時】
昭和二十八年一〇月一〇日

特殊小型自動車（耕うん機）の登録について

さきに村報でお知らせいたしましたが今般道路運送車両法の一部改正により登録が陸運局長より市町村長に移管になり登録が安易になり登録は役場だけで出来るようになりました。

ただし損害賠償保険は従来どおり加入しなければなりません。

過日標識の取替を実施いたしましたがまだお済みにならない方は至急取替を役場税務課に請求して下さい。

新規購入者で未登録の方は損害賠償保険を郵寄の取扱店（常陽銀行）で御加入の上速かに登録して下さい。

最近未登録者で交通違反により相当の罰金を科せられた者がありますので未登録の方は至急手続きを完了して安全運転を願います。

なお不明の点は役場税務課えお問合せ下さい。

食料いもは北海道へ

最近食料いもは本村を問わず鹿行地域で広く作られております。

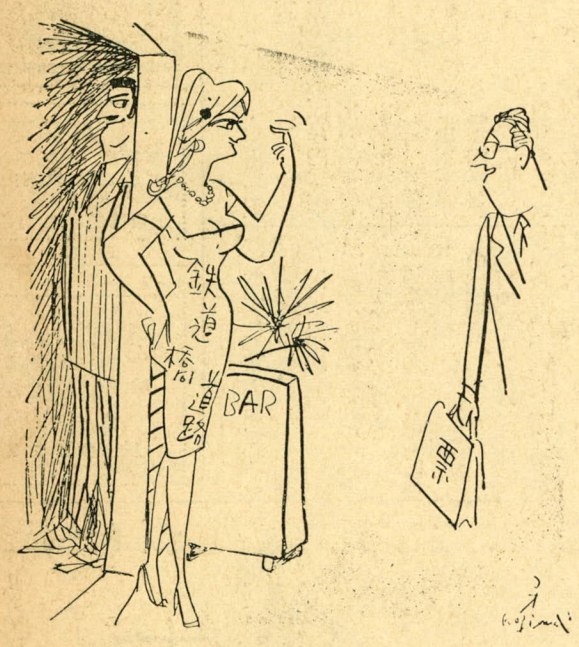

うまい話しにや　ヒモがいる

成功したみかん栽培

この地方では不可能とされていたみかん栽培に、両宿の郡司久さんは見事成功し、大きいので三七〇グラム位の実をつけている。三年前に一反歩植栽したもので、本年始めて収穫し水戸、石岡方面に出荷している。

本村においても立地条件、肥培管理の如何によってはみかん栽培も可能です。

また販路も東北方面に開拓されておりますが、個々の出荷でいきおい近県の福島に集中され、好ましい販売はされておらないようです。

本村でも一部市場出荷を行なっておる者もあるようですが、多くは仲介人に販売され取引されておる現状です。

これからは共同選別、洗いもで村ぐるみ共同出荷で北海道販路開拓が有利です。

北海道では現在いもの総入荷量の八割が茨城で道庁人口の一人当にすると百匁位です。

来年は農協が一丸となって早掘用高原一四号の出荷を進める計画です。

八、九月上旬頃の比較的労力のゆとりのある時期に出荷出来ます。種いもは売れゆきのよい高原一四号を確保し、来年の作付計画をたてて下さい。

冗談じゃない

僕が、私が結核だなんて……と、ご不満でしょう。でも結核患者の八割までが、実はあなたと同じ自信があって元気で働いていた人たちばかりなのです。みかけだけでは結核はわかりません。自分で大丈夫だと信じていても、それは全くあてにはなりません。結核は、早くみつけて早く治せば、簡単にキット治る時代がきています。

なんでもないうちに早くみつける〜かかっていてもいまのうちなら簡……。それは面倒でも、年に一度〜単になります。

はだれも健康診断を受けること〜安心してこれからの人生を楽しくです。健康診断で、何でもなけれ〜くらすためにゼヒ結核健康診断をば、それが真の保証になり、万一〜受けて下さい。

國立中央青年の家で

村の青年が研修

北浦村の青年男子二十名、女子二十名は十一月十九日から二十二日まで静岡県御殿場にある国立青年の家で、自主的運営によって移動研修会を行なうことになりました。

【研究テーマ】

①青年団の目的と性格

②青年団活動の目標

第一日　開会式、方向づけ、夜のつどい

第二日　研究テーマの話合い、スポーツ、フォークダンス

第三日　研究テーマの話合い、ハイキング、反省会

第四日　帰村

なお、助言者として、村長、議長教育長が参加し、原主事が引率いたします。

二万七千俵確保を決議

ビール麦耕作者大会

本村では約二万俵のビール麦が生産されているが、さらに大増産を図るため、北浦中学校において約五百人が参集して耕作者大会が開催された。

ビール会社の現状、ビール麦の栽培法の講演があり大会宣言を決議して閉会した。閉会後耕作者慰安の演芸があった。

決議文の要点

一、契約栽培の確認

二、品質の向上

三、ビール麦の増産（北浦村二万七千俵の確保）

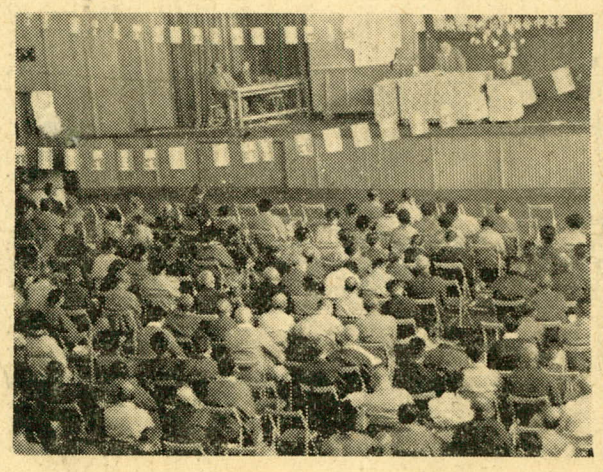

わが家の合いことば

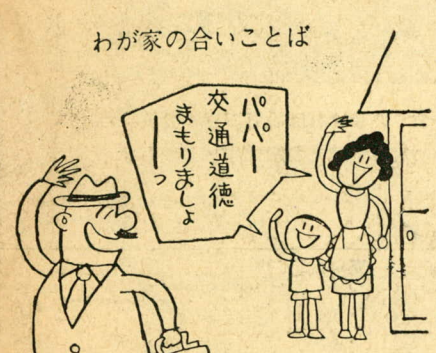

交差点では必らず一時停止を

最近テーラーなどによる交通事故が多くなっています。

道路交通法によって車が交差点を通過しようとするときは、直前で停止して安全であることを確認した後でなければ進行してはならないことになっているのに、これを守らないことに原因があります。

なれている道路であるというっかりするものですが、安全だと思ってもふだんから必ず一時停止をする心がけをもちましょう。

表彰された額賀隆氏

全国PTA大会で

十月二十四日岡山市津島の県営体育館で開催された、全国PTA大会において日頃の功績が認められ個人の部で栄誉ある表彰を受けました。

子供のしあわせを守りよい父母教師になりましょう

をスローガンに子供の生活環境浄化、中学生の進路指導、新時代の家庭教育、など九つの研究テーマによる分科会にも出席し研修をされました。

住民の声

先月号でお知らせしました「住民の声」欄にみなさんの投稿を求めております。

村の行政をよく知り理解を深めると共に、住民の与論も充分行政面に反映せねばなりません。

この広報は両者を結ぶ役割をもっております。どしどし意見を投稿されるようお願いします。

▼投稿のしかた▲

○村政に対する建設的な意見

○投稿用紙は自由、五百字ていど

○宛先、北浦役場企画室へ

○匿名希望の方は、その旨を書きそえて下さい

予防接種日割表

検診日と時間		検診場所	区域
ツベルクリン注射 レントゲン撮影	ツベリクリン判定 予防接種(BCG)		
11月16日(土)午前9時30分〜12時まで	11月18日(日)午前9時〜11時まで	北浦村役場	鶴ケ居 本宿 馬渡
11月18日(月)午前10時〜午後4時まで	11月20日(水)午前9時〜12時まで	津澄公民館	繁昌
11月19日(火)午前10時〜12時まで	11月21日(木)午前9時〜11時まで	吉山消防団詰所	吉川
11月19日(火)午後2時〜4時まで	11月21日(木)午後1時〜3時まで	中根公民館	中根
11月20日(水)午前9時30分〜12時まで	11月22日(金)午後1時〜3時まで	津澄小学校 山田分教室	山田三区 山田四区
11月25日(月)午前10時〜12時まで	11月27日(水)午前9時〜11時まで	成田公会堂	成田
11月25日(月)午後1時30分〜4時まで	11月27日(水)午後1時〜3時まで	三和小学校	三和
11月26日(火)午前10時〜12時まで	11月28日(木)午前9時〜11時まで	内宿公民館	内宿
11月26日(火)午後1時〜4時まで	11月28日(木)午後1時〜3時まで	武田公民館	両宿
11月27日(水)午前10時〜12時まで	11月29日(金)午前9時〜11時まで	次木公会堂	次木
11月27日(水)午後1時30分〜4時まで	11月29日(金)午後1時〜3時まで	長野江公会堂	長野江
11月28日(木)午前10時〜12時まで	11月30日(土)午前9時〜11時まで	小貫小学校	小貫下区
11月28日(木)午後1時〜4時まで	11月30日(土)午前9時〜11時まで		小貫上区
11月30日(土)午前9時30分〜12時まで	12月2日(月)午前9時〜11時まで	行戸集荷所	行戸
12月2日(月)午前10時〜12時まで	12月4日(水)午前9時〜11時まで	要公民館	小幡北部
12月2日(月)午後1時〜4時まで	12月4日(水)午前9時〜11時まで		小幡南部
12月3日(火)午前10時〜12時まで	12月5日(木)午前9時〜11時まで	香取神社	南高岡
12月3日(火)午後1時30分〜3時30分	12月5日(木)午後1時〜3時まで	北高岡公民館	北高岡